令和８年５月吉日

会員病院　理事長　様
病院長　様
事務長　様

医療用機器等の特別償却制度に関する
アンケートへのご協力のお願い

四病院団体協議会
一般社団法人 日本病院会
会　長　相澤孝夫
公益社団法人 全日本病院協会
会　長　神野正博
一般社団法人 日本医療法人協会
会　長　伊藤伸一
公益社団法人 日本精神科病院協会
会　長　山崎學

平素より大変お世話になっております。

標記の特別償却制度は、以下の税制上の優遇措置が認められる制度です。

・医師等の労働時間短縮に資する設備を取得した場合に 15%の特別償却
・地域医療構想の実現に資する病床再編等を行った場合に 8%の特別償却
・高額な医療用機器（500 万円以上）を取得した場合に 12%の特別償却

本措置は租税特別措置法に基づく時限措置であり、令和８年度末でその期限を迎えることから、引き続き優遇措置を受けるためには、当該税制措置の期限延長を要望する必要があります。

これまでは、関係団体等の要望を受けて、厚生労働省から財務省に税制措置の期限延長を要望することで、継続することができましたが、同法で時限措置とされている税制の優遇措置のうち**期限を迎えたものについては、原則、廃止又は大幅な見直しが行われることになります。**

このような状況を踏まえ、本協議会では、会員の皆様方の当該税制措置の利用状況等を取りまとめ、効果を定量的に示すなど、その有効性や必要性の面から当該税制措置の要望を強く後押ししていく必要があると考えます。

つきましては、厚生労働省から依頼のあったアンケートの実施に協力することとしますので、**会員の皆様におかれましては、上記の事情等をご理解のうえ、制度廃止等にならないためにも、アンケート回答に多大なるご支援をいただきますようお願いします。**

なお、本アンケートの結果については、標記税制の延長を要望するに当たっての参考資料として活用させていただくものであり、個別の回答内容については適切に管理することを申し添えさせていただきます。

【調査目的】

医療用機器等の特別償却制度に関する利用状況等を把握し、当該税制の延長要望を行う参考資料とすることを目的としています。

【送付書類】

○医療用機器等の特別償却制度に関するアンケート

①高額な医療用機器の特別償却について

別表：特別償却対象機器リスト（①のアンケートに関する表です）

②医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度について

③地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度について

【回答方法】

電子メールにて全日本病院協会あてに返送ください。

（Mail） igyoukeiei@ajha.or.jp

【回答期限】

令和８年６月２２日（月）

【調査内容に関するご質問】

（TEL）０３－３５９５－２１８９

厚生労働省医政局総務課　天田、吉田

【その他本件に関するお問合せ、ご意見等】

（TEL）　０３－５２８３－７４４１

（Mail）　igyoukeiei@ajha.or.jp

全日本病院協会　　担当者：秋山・久下・松原